

令和 5 年 6 月 10 日現在

機関番号：13601

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2022

課題番号：20K13346

研究課題名（和文）企業犯罪における Incentive Structure の研究

研究課題名（英文）Researches on the Incentive Structure regarding Corporate Crime

研究代表者

深水 大輔（Fukamizu, Daisuke）

信州大学・先鋭領域融合研究群社会基盤研究所・特任教授

研究者番号：10865025

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000 円

研究成果の概要（和文）：企業自身に企業犯罪の予防と摘発を促すインセンティブストラクチャーに関して、コンプライアンス・プログラムの実効性に焦点を当てつつ、総括を行った。
具体的には、企業犯罪を法と経済学の観点から研究する Jennifer Arlen 氏、米国司法省のコンプライアンスガイドラインの作成に関与した Daniel Kahn 氏や、コンプライアンス・プログラムを経済学やデータサイエンスの観点から分析する Eugene Soltes 氏らとの継続的な議論を行い、その結果を踏まえ、令和4年4月にはアジャイル・ガバナンスシンポジウムを開催し、同年10月には4th White Collar Crime Workshopを開催した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

企業活動の複雑化やデジタル化、グローバル化に伴い、企業犯罪や企業の不正を外部からの観察によって発見、摘発することは益々困難になっており、企業犯罪に実効的に対処するためには、企業自身に犯罪や不正の予防や摘発を促すためのインセンティブ設計を構築することが必要である。この観点からは、米国における企業犯罪のアプローチが非常に参考になるところ、本研究により、米国において企業犯罪を様々な視点で分析する研究者や実務家との継続的な議論やその結果を発表するシンポジウム等を通じ、インセンティブストラクチャーの理解を深めるとともに、その必要性や有用性を日本の研究者、実務家や企業関係者と広く共有することができた。

研究成果の概要（英文）：With regard to the incentive structures that encourage companies to prevent and detect corporate crime, I summarize the results of my research, focusing on the effectiveness of compliance programs.

Specifically, I had continuous discussions with Prof. Jennifer Arlen, who studies corporate crime from the perspective of law and economics, Mr. Daniel Kahn, who was involved in the development of the US Department of Justice's compliance guidelines, and Prof. Eugene Soltes, who analyzes compliance programs from the perspective of economics and data science. Based on the results of these discussions, We had the Agile Governance Symposium in April 2022, and the 4th White Collar Crime Workshop in October of the same year.

研究分野：企業犯罪、コンプライアンス、ガバナンス

キーワード：企業犯罪 ガバナンス コンプライアンス インセンティブ

1. 研究開始当初の背景

近年、企業の大型不祥事の被害や影響が海外にも及び、海外当局が調査に乗り出す事態も少なくない(タカタエアバッグ事件、神戸製鋼所品質不適切行為事件等)。この点、わが国において大型不祥事が発覚し、その処理がなされる過程に着目すれば、その多くは東京地検特捜部の強制捜査の着手によって、耳目を集め、企業と検察との対立構造のなかで決着されてきたことは否定できない。しかし、検察当局の限られたリソースや企業内に潜在化する情報等に鑑みれば、明るみに出る不祥事は氷山の一角にすぎず、より多くのコンプライアンス違反や企業犯罪が存在していることもまた否定できない。これらを効果的に抑止していくためには、個人への法執行を中心に議論されてきた現行刑事司法制度は限界に達しているといわざるをえず、企業(法人)の特性に着目した従来とは異なるアプローチを検討する必要がある。

企業犯罪・経済犯罪の分野では、法人内部に情報が集中しており、外部者がこれにアクセスし、分析することは通常困難である。また高度かつ複雑化しているグローバルビジネスにおいては、ビジネスの内容自体や関連する意思決定も国際化・複雑化しており(たとえば、高度な AI 技術、バーチャル・リアリティに関わるビジネス) 関連する証拠がどこにどのような状態で存在するのかを検察当局のリソースのみで分析することには限界がある(たとえば、世界中に散らばるサーバーやクラウドを利用した文書管理)。このような状況の下では、企業自身に抑止・摘発活動を行わせることの有用性を認識し、企業みずからがコンプライアンス体制を整備し、不正を発見し、それを捜査当局に報告するとともに再発防止策を構築・実施することを積極的に促すインセンティブ構造(以下、'Incentive Structure' という)を整備するという発想の転換をしなければ、上記問題に効果的・効率的に対処することはできず、むしろ、更なる技術革新やビジネスの発展に伴い、事態は一層深刻化していくことが予想される。

2. 研究の目的

本研究は、企業犯罪への対応が最も進んでいるとされている米国の Incentive Structure を中心に分析して理論化を図り、わが国において企業犯罪に実効的に対処するための Incentive Structure を検討する示唆を得ようとするを目的とする。

本研究の独自性は、まず、米国の個別の制度を研究するのではなく、関連する複数の制度を Incentive Structure の観点からいわばパッケージとして捉えて分析する点にある。上述の DPA 制度等も、Incentive Structure を構成する一つの制度であるが、パッケージとしての Incentive Structure としてとらえることにより、それが有効に機能するために必要な他の制度(内部通報制度等)を併せて分析・検討する点において従前の研究との差異がある。また、現に企業犯罪事案を扱う実務家としての観点を取り入れる。

特に、後述する Incentive Structure の中核となっており、司法省が訴追裁量に関して定める考慮要素である「企業訴追の諸原則」(通称 Filip Factors) に関して、それを連邦検察官マニュアルに導入した Mark Filip 元司法副長官(現・Kirkland & Ellis 弁護士)をはじめ、米国における企業犯罪事案に関わる法律実務家の研究協力を得て Filip Factor の策定経緯やその運用について分析する点において、日米にまたがる大きな成果が期待できる。

本研究の成果は、ほかに大きな創造性を有している。ここ最近、協議合意制度の運用が開始され、また、独禁法の分野において、弁護士依頼者間秘匿特権の部分的な導入など、企業側に調査協力のインセンティブを高める改正が行われ、今後、より大きな発展ができる可能性を秘めている。

3. 研究の方法

令和2年度は、米国における(a)積極的な執行活動(Enforcement Action)と高額な罰金及び起訴ないし有罪判決と紐づいた行政制裁と、企業が自浄機能を働かせること(予防・摘発)に伴う Benefit/Reward の付与並びに(b)事案の柔軟な解決を担保する訴追裁量、司法取引及びそれを支える交渉ストラクチャーを分析した。

(a)と(b)は、Incentive Structure という観点からは、企業に刑罰を回避し、調査に協力するためのインセンティブを生じさせるための中核的構造と位置付けることができる。米国においては(a)積極的な執行活動と高額な罰金及び起訴ないし有罪判決と紐づいた行政制裁をいわば「脅威」として設定し、企業が自浄機能を働かせること(予防・摘発)により、その「脅威」を回避できる Benefit/Reward を付与するという、いわば「アメとムチ」の関係を整備した上で、関連するインセンティブが有効に働き、それを手続的にも確実に担保するという観点から、(b)事案の柔軟な解決を担保する訴追裁量、司法取引及びそれを支える交渉ストラクチャーが用意されている。これらの制度設計や実際の運用について分析を行った。

令和3年度と4年度にかけて、(c) Incentive Structureを支える複数の制度の相関関係と我が国における制度設計を分析した。米国では、企業と検察官とが事案の処理をめぐって交渉する際のストラクチャーとして、検察官が事案を処理する際に考慮すべき10項目の要素(通称 Filip Factors)が公表されている。本研究では、このFilip Factorsのうち、中核となる「自主的な情報開示」「コンプライアンス・プログラムの実効性」を取り上げた。

令和3年度は、「自主的な情報開示」の要素を中心に検討した。自主的な情報開示は、「起訴猶予の推定(presumption of declination)」と結びつけられて議論されており、企業側に、情報を開示する強いインセンティブを与えている。当該年度は、研究協力者であるMark Filip弁護士やJennifer Arlen教授とともに、自主的な情報開示にあたるかどうかの要件と、その運用等について分析を行った。

令和4年度は、このFilip Factorsのうち、「コンプライアンス・プログラムの実効性」の要素を検討し、Incentive Structureを総括した。

実効的なコンプライアンス・プログラム(Effective Compliance Program)を構築することは、DPAやNPAなどのダイバージョンをするために不可欠な要素となっている。米国では、その評価指針が公表されているため、その内容と、実際の運用を分析することは、わが国において極めて参考になる。コンプライアンス・プログラムは、設計の適切性、実施の実効性等が評価されている。当該年度は、研究協力者であるMark Filip弁護士やJennifer Arlen教授とともに、各評価項目について、具体的事例に即した分析を行った。

以上を踏まえて、Incentive Structureの総括を行った。その成果は、信州大学が在米大使館と共同して開催している日米実務家研究者のWork Shop等で取り上げて、議論した。

4. 研究成果

令和4年度の研究成果は以下のとおりである。

雑誌論文		
著者名	論文掲題	雑誌名等
深水大輔、渡辺聡太郎	企業におけるデジタル・フォレンジック活用の基本	ビジネスガイド No.919(2022)
深水大輔、John Lane、Lanny A. Breuer、Noam A. Kutler	第1回 グローバル・インベスティゲーションと調査協力(グローバル・インベスティゲーションの実務)(新連載)	ビジネス法務 22 巻 10 号(2022)
深水大輔、John Lane、Lanny A. Breuer、Noam A. Kutler	第2回 秘匿特権とコンプライアンス・プログラム(グローバル・インベスティゲーションの実務)(連載)	ビジネス法務 22 巻 12 号(2022)
深水大輔	最終回 米国における企業犯罪へのアプローチ 企業を動かすインセンティブ設計(グローバル・インベスティゲーションの実務)(連載)	ビジネス法務 23 巻 2 号(2023)
Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会	アジャイル・ガバナンスの概要と現状	経産省より発行

シンポジウム等	時期	リンク
アジャイル・ガバナンス・シンポジウム	2022年4月	https://www.shinshu-u.ac.jp/institution/rcss/topics/information/post-10.html
4th White Collar Crime Workshop	2022年10月	https://kaac.or.jp/workshop2022/

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 深水大輔、稲谷龍彦	4. 巻 2289
2. 論文標題 アジャイル・ガバナンスとそのシステムデザイン	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 商事法務	6. 最初と最後の頁 24-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深水大輔	4. 巻 870
2. 論文標題 「聞く力」を養い、「心理的安全性」を確保する	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 人事院月報	6. 最初と最後の頁 08-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会	4. 巻 -
2. 論文標題 アジャイル・ガバナンスの概要と現状	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 経産省より発行	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深水大輔	4. 巻 2136
2. 論文標題 企業不祥事・企業犯罪をめぐる諸問題 第4回 内部通報	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 52-55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深水大輔	4. 巻 2138
2. 論文標題 企業不祥事・企業犯罪をめぐる諸問題 第5回 企業不祥事の公表	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 90-93
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深水大輔	4. 巻 2140
2. 論文標題 企業不祥事・企業犯罪をめぐる諸問題 第6回 グループ・ガバナンス	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 60-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深水大輔	4. 巻 2142
2. 論文標題 企業不祥事・企業犯罪をめぐる諸問題 第7回 グローバル・コンプライアンス	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 44 - 47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深水大輔	4. 巻 2144
2. 論文標題 企業不祥事・企業犯罪をめぐる諸問題 第8回 グローバル・コンプライアンス	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 34-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深水大輔	4. 巻 2148
2. 論文標題 企業不祥事・企業犯罪をめぐる諸問題 第9回 リスクマネージメントの手法	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 50-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深水大輔	4. 巻 2152
2. 論文標題 企業不祥事・企業犯罪をめぐる諸問題 第10回 新たなガバナンスモデルと企業のリスク管理	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 54-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深水大輔	4. 巻 2246
2. 論文標題 FCPAリソースガイドの改訂を踏まえたコンプライアンス・プログラムの整備	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 商事法務	6. 最初と最後の頁 37-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 深水大輔ほか
2. 発表標題 企業犯罪と協議・合意制度 - 複眼的視点からのアプローチ
3. 学会等名 刑法学会（招待講演）
4. 発表年 2021年～2022年

1. 発表者名 深水大輔ほか
2. 発表標題 弁護士依頼者間秘匿特権ワークショップ
3. 学会等名 刑法学会（招待講演）
4. 発表年 2021年～2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 3rd White Collar Crime Workshop 2021	開催年 2021年～2022年
国際研究集会 White Collar Crime Workshop 2020	開催年 2020年～2020年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関